律第百四十一号)第百十条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)第百十五号)第七十八条の二第三項、第九十八条第三項及び第百一条、国民年金法(昭和三十四年法消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十三条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律〇厚生労働省令第九十二号 第三十七条の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定め第四十九条並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成三十年政令第三百六十四号)

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣

福岡

資麿

(貸付事業の運営に関する措置)

第 条 (消費生活協同組合法施行規則の一部改正 消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号)

改 正 後 の一部を次の表のように改正する。 改 正

第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、 付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又四十三 貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸 ~ 四 十 二 次に掲げる措置とする

四十五(貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、 め(当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する べき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明をするための措置 旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに)、債務者等となる あらかじ

訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることが できる旨 特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、組合は、 訴

2 13 (略) 四十六~五十七 略

水曜日

第二条

嘱託することを代理人に委任することを証する書面又は電磁的記録を取得しないようにする は記録された公正証書をいう。 ための措置 略) 以下この条及び第五十七条において同じ。)の作成を公証人に

(貸付事業の運営に関する措置)

第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、 次に掲げる措置とする

前

(傍線部分は改正部分)

一~四十二

四十三 貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸 付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公 代理人に委任することを証する書面を取得しないようにするための措置 正証書をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを

四 十 五 べき資金需要者等に対し、 旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに)、債務者等となる め(当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する 貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、 次に掲げる事項について書面を交付して説明をするための措置 あらかじ

ずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨 特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、組合は、訴訟の提起を行

四十六~五十七

略)

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第百三十五号)の一部を次の表のように改正する。

後

改

正

第二条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者(改正後厚生年金保険法(平成二十四 厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第三百四十二号)第一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う 成二十七年経過措置政令」という。)第十五条第一項各号のいずれかに該当する場合における、 保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平 年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。)第七十八条の二十 金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金 二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者をいう。以下同じ。)が被用者年 、離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例等に関する経過措置)

令和 **7** 年 **9** 月 **24** 日

(離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例等に関する経過措置)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

第二条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者(改正後厚生年金保険法 厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第三百四十二号)第一 保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平 二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者をいう。以下同じ。)が被用者年 年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。)第七十八条の二十 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う 成二十七年経過措置政令」という。第十五条第一項各号のいずれかに該当する場合における、 金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金 (平成二十四

は いう。)第七十八条の四の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「按分割合」とあるの条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則(以下「改正後厚生年金保険法施行規則」と 場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類)及び平成二十七年経過措置政令第 該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした 停の申立てをした日を証する書類)]とあるのは「、当該調停の申立てをした日を証する書類(当 第一項第二号イから二までに掲げる情報」と、同号ハ中「前条第二項の規定が適用される場合 年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。)第十五条 する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七 第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした を定めた確定した審判の謄本又は抄本及び当該審判の申立てをした日を証する書類〕」とあるの た公正証書に記録されている事項の全部若しくは一部を出力した書面又はその旨が記載され定する請求すべき按分割合をいう。以下この項において同じ。)」と、「抄本、その旨が記録され 化法改正前地共済法第百五条第一項第一号又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十 た日を証する書類及び平成二十七年経過措置政令第十五条第一項第二号イから二までに掲げる 本、請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをし にあつては、請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本及び当該調 日を証する書類)及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 た」とあるのは「抄本(平成二十四年一元化法の施行の日前に作成されたものに限る。)又は同 五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号に規 号、平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号、平成二十四年一元 五条第一項第二号イから二までに掲げる情報」と、同号二及びホ中「抄本」とあるのは「抄 前に」と、同号ロ中「(前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合 「按分割合(平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法第七十八条の二第一項第 「、当該審判の申立てをした日を証する書類(当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法

第三条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者が、平成二十四年一元化法の施行の日 経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により按分割合の範 学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十 等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号。 化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号) 五第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は改正前私学共済法(平成二十四年一元 合を含む。以下同じ。)、改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の 条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。)第七十八条の四第一項、 三年法律第百二十八号)をいう。以下同じ。)第九十三条の七第一項(国家公務員等共済組合法 (以下「一元化法施行日」という。)前に、改正前厚生年金保険法(平成二十四年一元化法第一 (下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。)第六十六条の四第三項において準用する場 、済法(平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十 いう。以下同じ。)第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七第一項(私立 ·方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)をいう。以下同じ。)第百七条第一 六十一年政令第五十八号。以下「昭和六十一年地共済経過措置政令」という。)第七十八条の (地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭 (改正前厚生年金保険法第七十八条の三第一項、 改正前国共済法第九十三条の六第一項 一年国共済 改正前国 (昭

> とする。 証する書類及び平成二十七年経過措置政令第十五条第一項第二号イから二までに掲げる情報」 あつては、当該処分の申立てをした日を証する書類)及び平成二十七年経過措置政令第十五条 すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした場合に は、請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本及び当該調停の申立 の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第 条第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証す 該審判の申立てをした日を証する書類(当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二 と、同号口中「(前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた は は いう。)第七十八条の四の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「按分割合」とあるの 条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則(以下「改正後厚生年金保険法施行規則」と 求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした日を 第一項第二号イから二までに掲げる情報」と、同号二及びホ中「抄本」とあるのは「抄本、 てをした日を証する書類)」とあるのは「、当該調停の申立てをした日を証する書類(当該請求 三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。)第十五条第一項第 る書類)及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 確定した審判の謄本又は抄本及び当該審判の申立てをした日を証する書類)]とあるのは「、当 定する請求すべき按分割合をいう。以下この項において同じ。)」と、「抄録謄本又は」とあるの 五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号に規 化法改正前地共済法第百五条第一項第一号又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十 一号イから二までに掲げる情報」と、同号ハ中「(前条第二項の規定が適用される場合にあつて 号、平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号、平成二十四年一元 「按分割合(平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法第七十八条の二第一項第 「抄録謄本(平成二十四年一元化法の施行の日前に作成されたものに限る。)又は同日前に」

第三条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者が、平成二十四年一元化法の施行の日 肼 経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により按分割合の範 学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十 をいう。以下同じ。)第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七第一項 和六十一年政令第五十八号。以下「昭和六十一年地共済経過措置政令」という。)第七十八条の 項(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)をいう。以下同じ。)第百七条第一 合を含む。以下同じ。)、改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の 以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。)第六十六条の四第三項において準用する場 等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号。 条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。)第七十八条の四第一項、 化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号) 五第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は改正前私学共済法(平成二十四年一元 三年法律第百二十八号)をいう。以下同じ。)第九十三条の七第一項(国家公務員等共済組合法 共済法(平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十 (以下「一元化法施行日」という。)前に、改正前厚生年金保険法(平成二十四年一元化法第一 (改正前厚生年金保険法第七十八条の三第一項、 改正前国共済法第九十三条の六第 改正前国 丽

<u>`</u>

(未支給の保険給付の請求)

改正前地共済法第百六条第一項(昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項の規和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用する場合を含む。)、 る場合を含む。)に規定する按分割合の範囲をいう。以下この条及び次条において同じ。)についることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用す 定において準用する場合を含む。) 又は改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国 判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、 七十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、厚生年金保険法施行規則第七十 その最後のもの。以下この条及び次条において同じ。)を受けた場合における厚生年金保険法第 る場合を含む。) 及び改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条 六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。)、改正前地 て情報の提供(改正前厚生年金保険法第七十八条の五、改正前国共済法第九十三条の八(昭和 八条の五の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による裁 八(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十 、済法第百七条の二(昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用す 済法第九十三条の六第一項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によ

され、若しくは記録された公正証書を作成した場合若しくは一元化法施行日前に私署証書に 事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載 てをしたとき ついて公証人の認証を受けた場合又は請求すべき按分割合に関する審判若しくは調停の申立 情報の提供を受けた日が対象期間の末日以後である場合であって、一元化法施行日前に当

> 和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用する場合を含む。)、 の八(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十 る場合を含む。)に規定する按分割合の範囲をいう。以下この条及び次条において同じ。)についることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用す 共済法第九十三条の六第一項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によ 定において準用する場合を含む。)又は改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国 改正前地共済法第百六条第一項(昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項の規 七十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、厚生年金保険法施行規則第七十 その最後のもの。以下この条及び次条において同じ。)を受けた場合における厚生年金保険法第 判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、 る場合を含む。) 及び改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条 共済法第百七条の二(昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用す 六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。)、改正前地 八条の五の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 て情報の提供(改正前厚生年金保険法第七十八条の五、改正前国共済法第九十三条の八(昭和 年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による裁

事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載 を受けた場合又は請求すべき按分割合に関する審判若しくは調停の申立てをしたとき された公正証書を作成した場合若しくは一元化法施行日前に私署証書について公証人の認証 情報の提供を受けた日が対象期間の末日以後である場合であって、一元化法施行日前に当

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

官

第三条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(口座振替による納付に係る納入告知書の送付) 改 正 後

第二十五条の四機構は、 式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式(第八十七条の二第二項ただし、当該保険料の納付に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録(電子的方 供されるものをいう。)により通知をしたときは、この限りでない。 において「電磁的方式」という。)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に 十三条の二の保険料の納付に必要な納入告知書を同条の金融機関へ送付しなければならない。 法第八十三条の二の規定により前条の申出を承認したときは、 法第八

第四十二条 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合(次項に規定する場合を除く。)において、 た請求書を、機構に提出しなければならない。 法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、 請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給 略) 次に掲げる事項を記載し

権者との身分関係 (略)

(口座振替による納付に係る納入告知書の送付)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

第二十五条の四 機構は、法第八十三条の二の規定により前条の申出を承認したときは、法第八 式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式(第八十七条の三第二項ただし、当該保険料の納付に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録(電子的方 供されるものをいう。)により通知をしたときは、この限りでない。 十三条の二の保険料の納付に必要な納入告知書を同条の金融機関へ送付しなければならない。 において「電磁的方式」という。)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に

(未支給の保険給付の請求

第四十二条 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合 (次項に規定する場合を除く。)において、 法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、 た請求書を、機構に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載し

の身分関係

Ŧi.

(略)

請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者と

(略)

(未支給の保険給付の請求

く。)において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次第五十八条 障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合(次項に規定する場合を除 く。)において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、 に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。 (略

権者との身分関係 請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給

(未支給の保険給付の請求

第七十五条 遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合(次項に規定する場合を除く。)において、 記載した請求書を、機構に提出しなければならない。 法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を

〈 匹

権者との身分関係 請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給

(略)

2 5 4

(未支給の脱退一時金の請求

第七十六条の四 は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。 いて準用する法第三十七条第一項の規定による未支給の脱退一時金の支給を受けようとする者 脱退一時金の受給権者が死亡した場合において、法附則第二十九条第九項にお

(略)

Ŧi. 権者との身分関係 請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、 その者と受給

2

(略

(未支給の保険給付の請求)

第七十七条の二 旧法による脱退手当金(旧船員保険法による脱退手当金を含む。)の受給権者が 者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合におい る者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする 死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとす ものであるときは、併せて、前条の例により請求書を提出しなければならない。 て、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当する

<u>∫</u>

2

略

Ŧi.

略)

に該当する者があるときは、 請求者より先順位の旧法第三十七条第一項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第一項の規定 その者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関

(未支給の保険給付の請求

く。)において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次第五十八条 障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合(次項に規定する場合を除 に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

Ŧi. の身分関係 請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者と

(未支給の保険給付の請求

第七十五条 遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合 (次項に規定する場合を除く。)において、 法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、 記載した請求書を、 機構に提出しなければならない 次に掲げる事項を

一 { 匹

Ŧi. の身分関係 請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者と

(略)

(未支給の脱退一時金の請求)

第七十六条の四 いて準用する法第三十七条第一項の規定による未支給の脱退一時金の支給を受けようとする者 次に掲げる事項を記載した請求書を、 脱退一時金の受給権者が死亡した場合において、法附則第二十九条第九項にお 機構に提出しなければならない

一 { 四

五 請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者と の身分関係

(略)

(未支給の保険給付の請求)

第七十七条の二 旧法による脱退手当金(旧船員保険法による脱退手当金を含む。)の受給権者が 者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合におい 死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとす ものであるときは、 る者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする て、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当する 併せて、 前条の例により請求書を提出しなければならない

する者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係 請求者以外に旧法第三十七条第一項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第一項の規定に該当

Ŧi.

2 略)

水曜日

第七十八条の四 ものとする。 (法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法) 法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる

次のいずれかに掲げる書類の添付

が記載された公正証書の謄本若しくは抄本、その旨が記録された公正証書に記録されてい当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨 た者の基礎年金番号が記載されたものに限る。 年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち基礎年金番号通知書の交付を受け 同じ。)及び第二号改定者(同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。)の氏名及び生 私署証書(第一号改定者(法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下 る事項の全部若しくは一部を出力した書面又はその旨が記載された公証人の認証を受けた

1~ホ

2 (略) (略)

(国民年金法施行規則の一部改正)

第四条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号) の一部を次の表のように改正する。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正) 第二十五条 法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した 2 3 条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき 書類を提出しなければならない。 法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六 請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が <u>〈</u> 匹 者との身分関係 未支給年金の請求 請求者より先順位の法第十九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権 (略) (略) 改 正 後 2 • 第二十五条 法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した 五 請求者以外に法第十九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との 書類を提出しなければならない。 条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき 法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六 請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が 身分関係 (未支給年金の請求) (略) (略 (略) 改 正 前

改

第五条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則

(平成三十年厚生労働省令第百五十一号)の一部を次の表のように改正する

(未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求)

令和 **7** 年 **9** 月 **24** 日

第十五条 法第九条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、 る事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

次に掲げ

一 { 四 (略)

生活者支援給付金受給者との身分関係 請求者より先順位の法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と老齢年金

(略)

2 . 3

(略)

2 • 略)

(法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法)

第七十八条の四 法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、 ものとする。 次に掲げる

次のいずれかに掲げる書類の添付

号改定者 (同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。)の氏名及び生年月日並びに当 号改定者 (法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。)及び第二 番号が記載されたものに限る。) 該第一号改定者及び第二号改定者のうち基礎年金番号通知書の交付を受けた者の基礎年金 が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書(第一 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨

口~ホ 略

(略)

2

略)

(傍線部分は改正部分)

前 (傍線部分は改正部分)

第十五条 法第九条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、 る事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 (未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求) 次に掲げ

五 請求者以外に法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と老齢年金生活者 一 { 四 支援給付金受給者との身分関係

略)

(略)

(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求

第三十条 法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支 援給付金の支給の請求は、 わなければならない 次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行

\ 四 (略)

五 請求者より先順位の法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があ るときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

2 3 (略)

(未支払の障害年金生活者支援給付金の請求

第四十五条 法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給 ければならない 付金の支給の請求は、 次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わな

(略)

2 • (略)

(未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求

第六十一条 法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援 なければならない。 給付金の支給の請求は、 次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わ

〈 四 (略)

Ti. るときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係 請求者より先順位の法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があ

(略)

2 · (略

則

一 〈 四 (略)

請求者より先順位の法第十九条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があ

るときは、その者と障害年金生活者支援給付金受給者との身分関係

(略)

第六十一条 法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援 給付金の支給の請求は、

Ŧi. は、 請求者以外に法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるとき その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

(略)

2 • (略)

険法施行規則第二十五条の四の改正規定は公布の日から施行する。 この省令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第一条の規定、 第二条の規定及び第三条中厚生年金保険法施行規則第七十八条の四第一項の改正規定は同年十月一日から、 第三条中厚生年金保

(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求

第三十条 法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支 援給付金の支給の請求は、 次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行

Ŧi.

わなければならない

は、 請求者以外に法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるとき その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

(略)

2 • 略)

(未支払の障害年金生活者支援給付金の請求

第四十五条 法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給 付金の支給の請求は、 ければならない 次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わな

(略)

五 請求者以外に法第十九条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるとき は、その者と障害年金生活者支援給付金受給者との身分関係

2 • (略)

(未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求)

なければならない。 次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わ